

資料編 第1章 循環型社会とは

1 循環型社会の定義

循環型社会の定義については、循環型社会形成推進基本法に定められており、それによると次のような社会とされています。

「循環型社会」とは、製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分（廃棄物としての処分をいう。）が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。（循環型社会形成推進基本法第2条第1項）

すなわち、循環型社会とは、①廃棄物等の発生を抑制し、②資源の循環的な利用を促進すること、③やむを得ず廃棄物として処分する場合には適正な処分がなされることが確保されることにより、④天然資源の消費が抑制され、⑤環境への負荷が低減される社会をいいます。

2 循環型社会のイメージ

循環型社会とは、どのような社会であるのか、そのイメージを描いてみると次のとおりになります。

（1）県民の暮らしに対する意識と行動が変化した社会

- 身近な自然に親しむことや四季の移り変わりを感じつつ、自由に活動できる余暇の時間を得て、暮らしを楽しむ「スロー」なライフスタイルが定着していきます。
- 環境に大きな負荷をかけることなく、持続的利用ができるように管理された仕組み（自然エネルギーの利用など）の中で、暮らしと自然環境が共存したライフスタイルが定着していきます。

- 20世紀後半に形成された“ワンウェイ型生活様式”は、「資源の循環」を基調としたものに転換されていきます。
- 廃棄物の排出者は、その製品の便益を享受した者として、また、環境負荷の原因者として、そのリサイクルや処分に関する責任を負うという「排出者責任」が徹底されます。

(2) 事業者のものづくりに対する意識と行動が変化した社会

- 消費者とのコミュニケーションを重視し、消費者の環境保全に対する意向を進んで取り入れていくようになり、それと同時に、新たな技術やシステムを活用した製品・サービスの提供が行われます。また、事業活動にあたり、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用等への積極的な取組が促進されます。
- 産業間の有機的連携により、ある産業の廃棄物が他の産業の原材料になるなど廃棄物をゼロにする産業間の共生が生じていきます。
- 「排出者責任」は、企業活動においても徹底されます。さらに、排出された廃棄物をリサイクルし、処分するというだけではなく、事業者はものの生産の段階で、リサイクルしやすい構造にするなど、その製品が廃棄されるときのことまでを考えた製品を生産することが求められます。

(3) 県民・事業者・行政の循環型社会構築へ向けた活動の活発化した社会

- 循環型社会の形成に向けて、国・県・市町村は法・条例の制定・適正な施行、循環型の施設の整備を行うとともに、国民、民間団体や事業者などの各主体と連携を図りつつ、コーディネーターとしての役割を果たしていきます。
- 県民・NPO・事業者・市町村・県がそれぞれの役割を果たしつつ、これらの各主体がパートナーシップに基づき活動することにより、地域の特色に応じた取組が推進され、美しい街並みや風景、温かい地域コミュニティや地域独自の文化が醸成されていきます。

(4) 廃棄物等の適正な循環的利用と処分のためのシステムの高度化が 図られた社会

- 一度使用済みとなった物でも、廃棄物としてではなく、未利用資源として捉え、製品・部品としてそのまま再使用したり、原材料として再生利用し、また、処分する場合も単に燃焼させるだけでなく、熱回収を行うなど「循環資源」として有効に活用されます。
- 廃棄物収集・運搬、処分、再生利用(リサイクル)等のほか、レンタル・リース、修理(リペア)・維持管理(メンテナンス)等の産業が育成され、成熟し、これらにより新たな雇用創出も図られます。